

認知症になっても、障害があっても、誰もが地域で安心して暮らし続けられる支え合い助け合う地域をめざして。

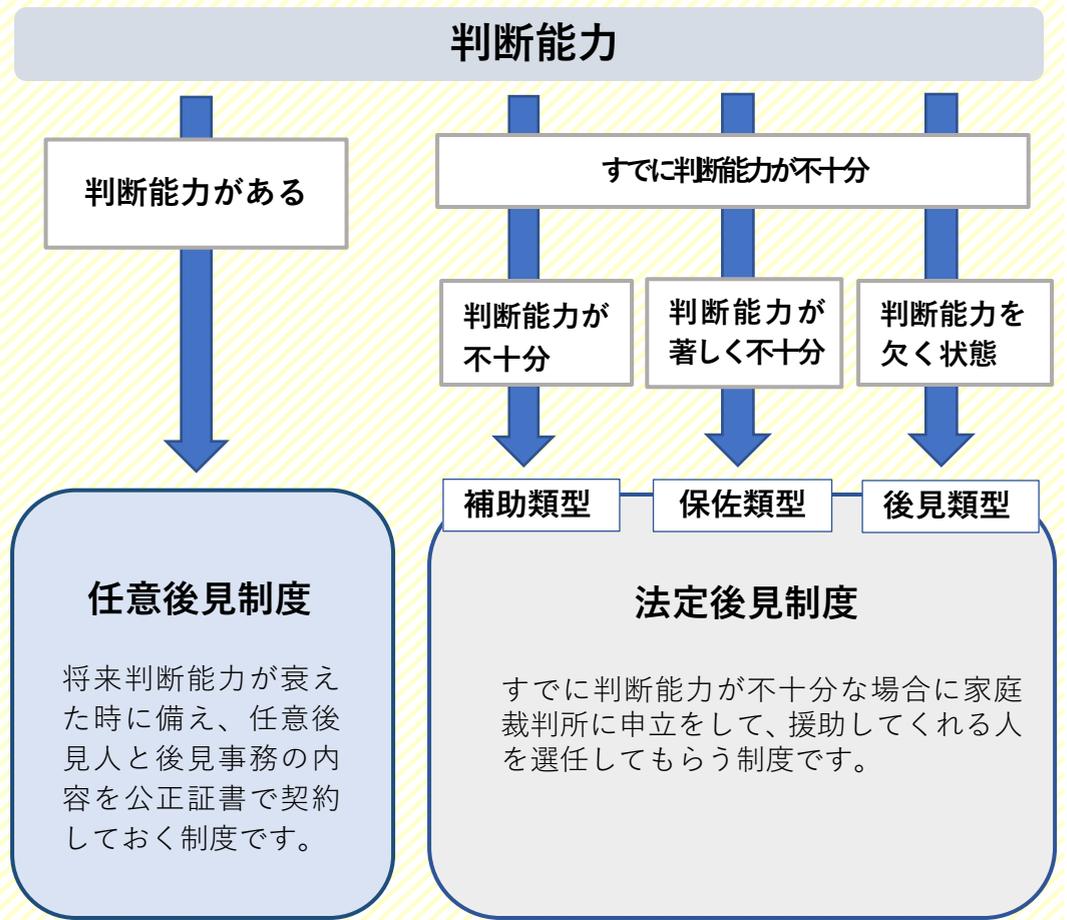
権利擁護センターこくぶんじは 成年後見制度の推進機関です。

成年後見制度とは

認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や福祉・医療・介護サービス等の各種手続きや契約行為など、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるようお手伝いします。

後見人等の担い手は、親族もしくは第三者です。第三者の中には、専門職（司法書士・弁護士・社会福祉士等）の他、法人による後見や市民による後見もあります。

【判断能力によって右図のように分類されます】



詳しくはぜひこちらにご参加ください!

成年後見制度講演会 知っておきたい「任意後見制度」

参加費
無料

任意後見制度の第一人者でもある司法書士より、任意後見制度を分かりやすくお伝えします。

- 講** 山崎 政俊 司法書士（成年後見センター・リーガルサポート東京支部監査役）
- 日** 令和3年11月24日（水）午後2時～4時（開場1時30分～）
- 場** cocobunji プラザ リオンホール（ABホール）
- 定** 50名（先着申し込み順）
- 申** 11月2日より権利擁護センターへ電話（042-580-0570）

※新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず開催方法を変更する場合があります。予めご了承ください。



ご来場が難しい方には、当日の講演を録画し、後日希望者のみに期間限定配信を予定しています。

配信希望の方は右のQRコード（Google フォーム）よりお申し込みください。

Google フォームからのお申し込みが難しい場合は、権利擁護センター宛てに氏名とメールアドレスをご連絡ください。（E-Mail：soudan@ko-shakyo.or.jp ※11月30日まで）



権利擁護センターこくぶんじは国分寺市からの委託事業です

➔ 権利擁護センターこくぶんじ ☎042-580-0570